

標題

オーストラリア連邦の船舶揚貨設備規則改正について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0724

発行日 2008年1月22日

各位

オーストラリア連邦は、船舶の揚貨設備規則 Marine Orders, Part 32 (Cargo Handling Equipment) Issue 2, Order No.14 of 1997 を 1998 年 2 月 1 日に発効させ、さらに同改正規則 Marine Orders, Part 32 (Cargo Handling Equipment) Issue 2, Compilation No.1 を 2007 年 6 月 27 日に発効しております。

1999 年 5 月 10 日付 ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-0310 にて、オーストラリア連邦の港湾で荷役する船舶の揚貨設備に対する検査及び取り扱い等についてお知らせしております。また、今回の改正に伴う弊会の検査及び取り扱いに変更はありません。

尚、Marine Orders, Part 32 (Cargo Handling Equipment) Issue 2, Compilation No.1 は以下の URL より入手可能です。

Australian Government

Attorney-General's Department

URL: <http://www.comlaw.gov.au/comlaw/comlaw.nsf/sh/homepage>

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。